Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド PATWORLD®

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 183 2017年08月17日

インドネシア：商標権・著作権の税関登録

知的財産権侵害に対する商品輸出入規制に関するインドネシア政府規則第 20/2017 号が 2017 年 8 月 2 日に発効した。この規則は法律第 17/2006 号に規定された税関施策の実施を支えるために発行された。新規則は知的財産権の侵害と疑われる輸出入品を規制するために税関登録・施策を可能にするものである。

税関登録

新規則の下、有効なインドネシア登録を有する商標又は著作権の権利者は税関総局局長に商標又は著作権の登録申請を提出することができる。申請に必要な書類は以下の通りである。

- 商標又は著作権所有の証拠
- 商標については製品の情報（商標、商品、商号、製品の外観、包装、流通経路、製品の流通量など）
- 著作権につては科学、芸術、文学又は関連する権利の分野における著作物の特徴又は仕様に関する情報
- 登録がもたらす結果に責任を負う旨の申請人からの声明書

当該規則に基づいて税関総局は申請後30日以内にその申請を承認又は棄却する。承認された登録は1年間有効で更新ができる。しかしながら、登録手続きに関する詳細は財務省の規則に基づいて発行される。

Inserted Text is here.

税関留置きと差止め

上記の税関登録情報に基づいて、税関職員は輸出入品の通関時に知的財産権侵害の疑いのある製品をみつけた場合、その製品を留め置き商標又は著作権の権利者に通知する。権利者はその通知の受領後2日以内に侵害の疑いのある製品の差止めを請求するか否かについて税関総局に確認書を提出しなければならない。かかる確認書の提出後 4 日以内に権利者は商業裁判所に差止めの請求をしなければならない。

本規則に関する追加情報及び分析は追ってお知らせします。

（出典：Tilleke & Gibbins）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。